



(各教育事務所長経由)

3教健第119号
令和3年5月7日

各市町村教育委員会教育長 様

福島県教育委員会教育長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策の徹底について (依頼)

このことについて、県内ではクラスター発生が相次ぎ、学生など若年層への感染が広がっているところ。また、従来株より感染しやすいと指摘される変異株も確認され拡大傾向にあることから、本日開催された県対策本部員会議において、県内の感染状況が「ステージⅢ」と判断され、別添資料のとおり緊急特別対策をとることが示されました。

つきましては、「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準*における対応を“レベル2”に引き上げることとし、県立学校長に別紙写しのとおり通知しましたので、各市町村教育委員会におかれましても、下記の期間において、別紙写しを参考にして感染リスクの高い活動を控え、感染症対策の徹底を図るよう、貴所属の幼稚園長、小・中・義務教育学校長及び特別支援学校長へ周知して下さるようお願いいたします。

なお、今後感染状況の変化により対応が変わる場合は、改めてお知らせします。

*文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2021.4.28 Ver.6) P18

記

- 1 対象期間 令和3年5月8日(土)から同月31日(月)まで
※終了期日が変更となる際は、改めてお知らせします。

(事務担当	義務教育課	主幹	佐藤	電話	024-521-7774)
(高校教育課	主幹	亀田	電話	024-521-7769)
(特別支援教育課	主幹	根本	電話	024-521-7779)
(健康教育課	主幹	鈴木	電話	024-521-7777)

3 部活動や対外活動における感染症対策の確認

- (1) 感染リスクの高い活動を理解し、感染リスクの低い活動内容へ変更することができるか。
- (2) 活動場所や備品等の清掃を実施し、衛生的な環境を保持しているか。
- (3) 共有の備品等を使用する際は、手洗いを徹底しているか。
- (4) 屋内の活動では、常時または定期的な換気を実施しているか。
- (5) 健康観察を徹底し、体調不良者への対応について共通理解できているか。
- (6) 宿泊を伴う大会に参加する場合は、宿泊地等の感染状況について確認しているか。
- (7) 関係する外部団体に感染症対策について協力を依頼できているか。

4 家庭内における感染症対策の啓発

- (1) 同居する家族等に風邪症状が見られる場合も登校しないことを依頼しているか。
- (2) 家族等の状況に応じて、家庭内においてもマスク着用や手洗いを促すよう啓発しているか。
- (3) 家庭内においても、清掃や換気を行い、衛生的な環境を保持するよう啓発しているか。
- (4) 基本的な生活習慣をととのえ、体調管理を心がけるよう指導しているか。

5 感染者が発生した場合の対応

○感染拡大防止のため、以下の点についてシミュレーションしておくことが望まれる。

- (1) 家庭から連絡を受けたら、保健所や医療機関からどのような指示を受けたか確認する。
- (2) 各教育委員会へ第一報を入れる。
- (3) 保健所からの依頼により、学校内での濃厚接触者等特定のために必要な情報を提供する。
座席表や時間割、部活動状況等について準備しておく。
*マスク着用の有無や換気の実施状況、飲食時の状況等についても確認しておく。
*基本的に聞き取り調査は保健所が行う。必要に応じて保健所の依頼により情報収集に協力する。
- (4) 児童生徒、教職員の健康状態を確認する。必要に応じて、体調確認チェックシート等の記録から症状の有無を確認する。
- (5) 学校内の消毒範囲等について、保健所に相談し、消毒作業を実施する。
- (6) 各教育委員会、保健所との相談により、臨時休業の必要の有無、実施する範囲（全校・学年・学級）や期間等を定める。
- (7) 臨時休業について、保護者へ連絡する。連絡方法については、事前に検討しておく。
同様に臨時休業期間中の留意事項について、児童生徒へ連絡する。
*臨時休業期間中は、自宅等で待機して健康観察することを伝える。
*犯人さがしや原因追及など詮索せず、差別や偏見による誹謗中傷することがないように伝える。